

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年12月8日認可した。

令和3年12月24日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北側地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）瓦地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）菅ノ谷地区
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鳴山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）雨の宮地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）灰倉地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小滝地区
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）百々地区